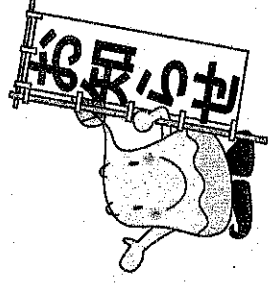


蒜山地区、湯原地区、美甘地区のみなさんへ
ごみの排出方法変更のお知らせ

回覧

今
日
お
知
ら
せ



ごみ搬入に関する木製品などの 長さの制限について(条件緩和)

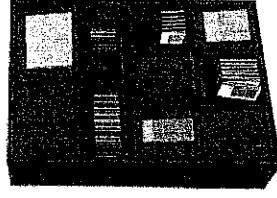
4月より、木製品及びプラスチック製品はそのまま搬入することができます。
これまで、木製品などは、長さ60cm程度(幅6cm程度)にカット
しての搬入をお願いしていました。

※ただし、剪定枝は引き続き60cm程度にカットしてください。

条件緩和対象となる品目(例)

ダンス、机、ベッド、棚、こたつ板、すのこ、
ビニール製タン板、ビニールシート、ビニールホース、
カーペット、畳、い草ござ、すだれなど

※詳しくはお問い合わせください。



今
日
お
知
ら
せ

金属類(大)収集対象の追加について

これまで、金属類(大)収集日には指定袋に入らない金属製品のみ
を収集しておりましたが、布団・家具類(重量が10kg程度まで、作業員
がひとりで積載可能なもの)等の可燃性の粗大ごみについても収集対象
に追加します。

※ごみの受入れの継続について

令和6年9月末で焼却場は閉鎖しますが、ごみの受入れは、今年度
以降も引き続き『真庭北部クリーンセンター』で行います。

問い合わせ先

真庭北部クリーンセンター

TEL0867-67-2526